

2022 年 6 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

ES ネクスト有限責任監査法人
Web3.0 ビジネスグループ「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の
電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及
び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から 2022 年 3 月 15 日付で公表されました標記の論点の整理の検討及び意見提出の機会を頂き、深く御礼申し上げます。

次世代型インターネット Web3.0 時代への移行とともに、ブロックチェーン技術を利用した新たな価値移転や決済の仕組みなどが生まれ、新たなデジタル経済圏への期待が高まっています。当監査法人におきましても、Web3.0 時代の新ビジネスや取引形態に対応するため、「Web3.0 ビジネスグループ」を設置し、健全な経済成長や社会課題解決に資するよう取り組んでおります。

当グループにて検討した結果を下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

（質問 1）基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）

【意見】

速やかに着手すべきと考える。

なお、速やかに着手した場合においても、会計基準の開発には一定の期間を必要とすることから、2020 年改正企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4-2 項、第 4-3 項に基づき、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の概要に係る注記事項の開示による対応の周知により、会計基準の未開発の状態が、我が国における ICO はもとより IEO や NFT を支えるブロックチェーン技術及びメタバースを活用した Web3.0 時代の新産業創出の機運を阻害する要因となりうる状況を排除すべきと考える。また、昨今のビジネス環境を踏まえ、今後とも新たなビジネスの創出において会計基準が明確でない場合、当該注記方式の活用を積極的に進め、我が国におけるビジネスの発展を阻害することのないよう配慮すべきである。

（理由）

- ICO の取引の特徴としては、トークンの発行会社が自ら発行したトークンを取引の相手方へ引き渡すことにより暗号資産を含む換金可能な資産を対価として得ることが挙げられるが、発行したトークンの保有者に対して発行会社又は他のトークン保有者等により新たなサービスや産業創出の機会が模索されている状況にある。具体的には、ICO と同様にブロックチェーン技術を用いた IEO や NFT、これらのデジタル資産が取引される仮想空間としてのメタバースが挙げられる。このような新産業創出につながる取引として ICO の発行及び関連して創出されるデジタル空間でのビジネスが既に開始している状況において、会計基準を整備することは、発行会社に対して適切な財務報告を行うための基礎を提供するだけでなく、発行会社へ資金を提供する投資家やトークンを取得する第三者が発行会社との取引にあたり、他の発行会社との比較可能性を高め適切な意思決定に資するものである。また、自民党デジタル社会推進本部 NFT 政策検討 PT が 2022 年 3 月に公表した「NFT ホワイトペーパー（案）Web3.0 時代を見据えた我が国の NFT 戦略」では、「急速に拡大し、進化する NFT ビジネス及び Web3.0 の実態に合わせ、政策的支援や規制の枠組みも柔軟に進化を続ける必要がある。」旨言及し、法規制の整備の必要性が述べられている状況において、会計基準の早期整備は必然の状況となっている。加えて現在の会計基準が明示されていない状況は、それを根拠として監査法人が ICO を行う企業との監査契約を回避する状況を生み出している。
- 会計基準制定にあたり、近年国際的なコンバージェンスが行われてきた経緯から、他の会計基準設定主体である IASB や FASB 等による ICO の発行に関する会計基準が制定されるまで、我が国として会計基準を設定しない考え方もあり得るが、上記の通り、ICO を活用した新産業創出が模索されている状況にある現状においては、早期に会計基準を設定することが有益であると考えられる。会計基準設定後、他の会計基準設定主体により制定された会計基準との間で会計上の取扱

いが異なることとなる場合にはその時点において会計基準のコンバージェンスを行うことが有益である。また、先行して会計基準を制定することにより、その後のコンバージェンス又は IASB 等での会計基準制定に際して、一定の影響力を発揮することが期待される。発行会社においては、かつて実施された他の会計基準のコンバージェンスの際の対応と同様に実務上の負担に配慮した経過措置が定められ、コンバージェンスが行われた時点において会計処理の変更と関連する注記を開示することにより対応が可能である。また会計監査においても、2020 年改正企業会計基準第 24 号第 4-2 項、第 4-3 項に基づき特定の会計事象等に対して適用しうる具体的な会計基準等の定めが存在しない場合における注記事項を開示する取扱いと比較して、監査の実効性が高まると判断する。

（質問 2）ICO トークンの発行者における発行時の会計処理（第 28 項から第 36 項参照）

【意見】

トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合、提供する財又はサービスの価値と等価交換が常に成立しているものとして取り扱わないとする考え方が適当と考える。

（理由）

- ICO による資金調達にあたり、ホワイトペーパーが発行され、資金調達の目的、採用する技術、保有者の権利又はトークン発行者の義務等が記載されるケースがあり、トークンの発行者が何ら義務を有さない場合もある。トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担していない場合は、発行者が想定する将来のトークンエコノミーでの利用や他の暗号資産との換金可能性等の利用価値、トークンの普及を期待しての将来の値上がり等の財産的価値等に対価を支払っていると考えられる。このような場合、何ら義務を負担していないので計上する負債がなく、受領した対価は収益として計上することに同意する。
- 一方、トークン発行者が財又はサービスを提供する義務がある場合には、負担する義務を負債として認識することになると考える。負債は、提供義務の見返りとして受領した対価で計上することが原則であるが、受領した対価には、複数の要素から構成されている場合が存在すると考える。たとえば、上記のような発行者が何ら義務を負担していない利用価値や財産的価値等の要素と対価性のある将来の財又はサービスの提供義務の要素で複合的に構成されているケースも考えられる。その場合、将来の財又はサービスの提供義務を負債として認識し、受領対価の残額を収益として計上することは、発行者が義務を負担しない場合の処理と整合すると考える。経済的等価交換が成立しているとして、より客観的に測定可能な時価で負債を測定する立場の場合、トークン発行者にとって些細な義務を負担する場合にも、全額負債として計上することになり、発行者が義務を負担しない場合との処理の整合性に疑問が残る。

- ・ 発行者が負担する義務を認識及び測定する場合、義務の有無や測定方法の判断に恣意性が入る可能性があるため、負債として認識すべき義務に関する指針が必要と考える（対価性や支払予定のある財又はサービスに限定する等）。

（質問 3）資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点（第 38 項及び第 39 項参照）

1. 発行時に自己に割り当てた ICO トークンについて

【意見】

会計処理の対象としないことに同意する。

（理由）

第三者との取引に裏付けされない会計上の利益を裁量的に計上しうる定めは、我が国の会計基準においてみられる考え方とは明らかに異なるものであり、実務上の懸念が大きく、現時点で早々に認めるべき取扱いではないと考えられる。内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが適当と考えられる。

2. 発行後に第三者から取得した ICO トークンについて

【意見】

関連する負債の消滅の認識を行い、取得原価との差額を損益として処理する方法には同意しない。取得原価で計上し、ICO トークンの取得や保有自体から損益が認識されない方が適当と考える。

（理由）

- ・ 実務上、ICO トークンの発行後に第三者から ICO トークンを取得して保有することになる形態には、市場等を通じた有償取得のほか、資金提供者への有償発行以外の無償発行により生成された同一の ICO トークンを、ブロックチェーン内のスキームにおいて無償取得する場合がある。この場合、形式的に第三者からの取得になるとしても、スキームを構築することにより計画的に特定の時期に特定の数の ICO トークンを取得している実態にあることも考えられる。このような ICO トークンの取得及び以後の保有において利益計上を認めることは、発行時に自己に割り当てた ICO トークンについて、内部取引に該当するとして会計処理の対象としないことと整合しないと考えられる。想定外に会計上の利益を裁量的に計上しうる定めとなることを避けるため、ICO トークンの取得や保有自体から損益が認識されることなく、ICO トークンの使用や売却等により確定的に会計処理を行うとする方が適当と考えられる。
- ・ 自己株式を資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社

所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠としているが、実務上、上記のような無償発行により生成された ICO トークンをブロックチェーン内の第三者から無償取得するような幅広い形態があり得る特質を想定すると、自己株式を取得した場合の会計処理との整合性を考慮すべき必要性は低くなるものと考えられる。

- ・ 資金提供者への有償発行時に発行者の義務について負債を計上している場合、有償発行された ICO トークンを取得したからといって直ちに当該義務が消滅するわけではないことが考えられ、取得後に使用や売却等を通じて再び当該 ICO トークンを第三者が保有すれば負債を計上すべきであることからすれば、ICO トークンの取得により負債の消滅を認識する会計処理はむしろ意思決定有用性を害するノイズになることが懸念される。

以上より、取得原価で計上し、使用や売却等まで当該取得原価で評価を継続する定めとすることが考えられる。すなわち、無償発行により生成された ICO トークンの無償取得においては会計処理の対象とならないため、発行時に自己に割り当てた ICO トークンと整合的な取扱いとなることが考えられる。

(質問 5) その他

1. ICO トークンの使用時における会計処理

【意見】

ICO トークンのうち発行会社保有分の使用時の会計処理について追加的なガイダンスを行う必要があると考える。

(理由)

- ・ ICO トークンについて ICO 時には予定される総発行量の一部のみが販売されるケースがあり、当該ケースにおいて未販売の ICO トークンについては発行会社等に対しチェーンの運営保守に対する報酬等の名目により配布が行われ、ICO トークンのうち発行会社保有分が生じることがある。
- ・ 発行会社保有分の当該 ICO トークンは ICO と異なり、別の法定通貨あるいは暗号資産に交換されるのではなく、別の商品又はサービス等に対する支払対価として使用されることがある。この点に関しては、EFRAG が 2020 年 7 月に公表した DP「暗号資産（負債）の会計処理」においては、第三者のサービスと交換される自社 ICO トークン、従業員のサービスと交換される自社 ICO トークンの 2 つの論点について言及している。
- ・ ICO トークンの使用時における会計処理について具体的な指針が記載されない場合には、会社の判断が恣意的にならざるを得ない可能性がある。財務報告に係る比較可能性を担保し、財務諸表利用時における意思決定有用性を確保するため ICO トークンについては発行及び保有時のみならず、使用時における会計処理における追加的なガイダンスを設ける必要があると考える。

2. 自社発行暗号資産の自社保有分に関する注記について

【意見】

ICO トークンのうち発行会社保有分の注記について追加的なガイダンスを行う必要があると考える。

(理由)

- ・ 上記のケースのような ICO トークンのうち未販売の発行会社保有分の会計処理は不要と考えているが、処理を不要とする場合は会計上の影響がないため、注記が行われない場合には財務上の有用性を妨げる恐れがある。企業の財政状態等に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示することが可能となるため、発行会社保有分に関する開示を求めることが必要であると考え。

以 上